

産業観光企業委員会行政調査報告から

【長崎市】

宿泊税について

1. 宿泊税制度の概要

(1) 課税客体（税金のかかる対象）

長崎市内の宿泊施設への宿泊行為

(2) 納税義務者

長崎市内の旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊者

(3) 税率

宿泊料金（1人1泊当たり）	税率
1万円未満	100円
1万円以上2万円未満	200円
2万円以上	500円

(4) 課税免除

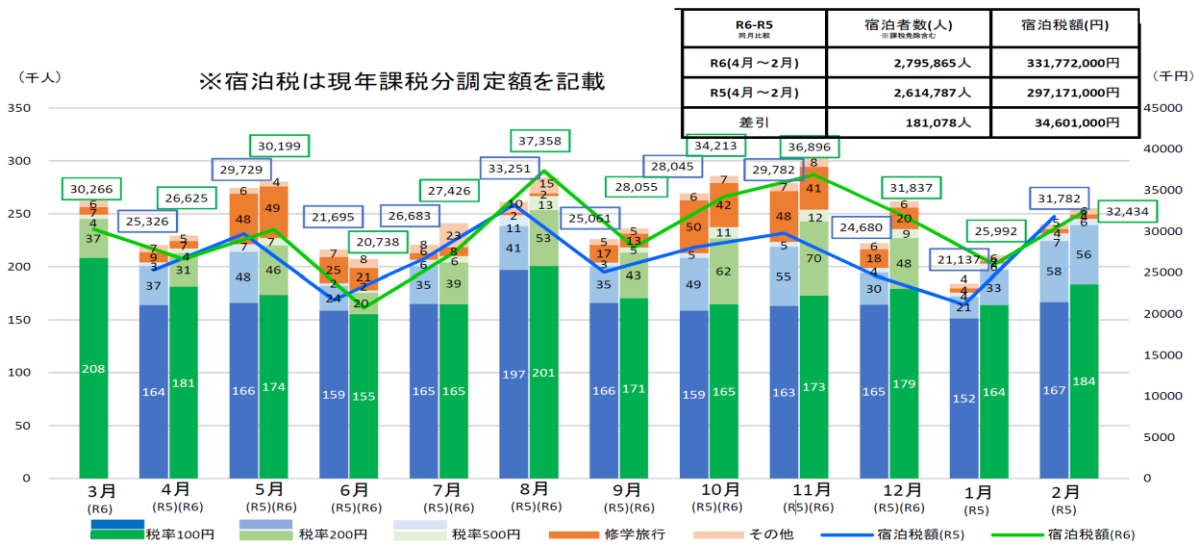
- ① 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事に参加する児童生徒並びに引率者
- ② 宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童生徒並びに引率者

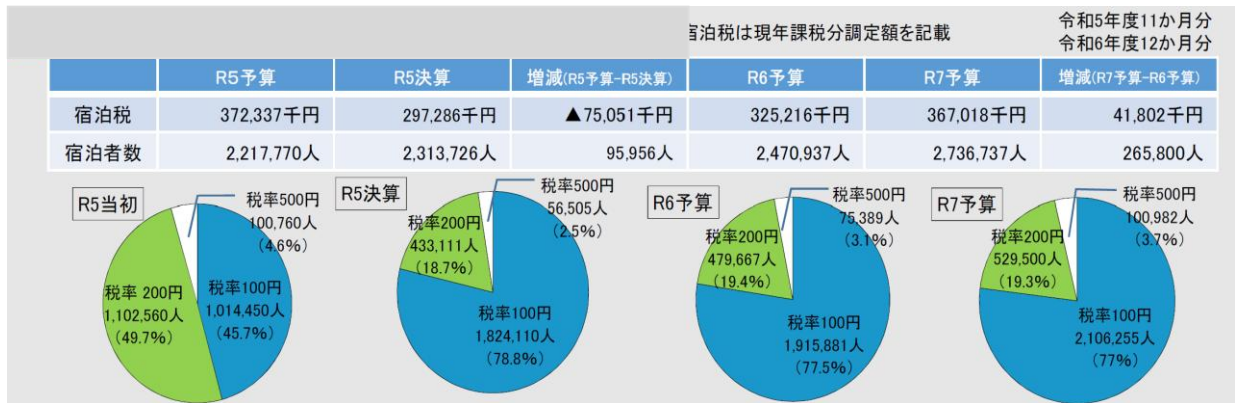
(5) 導入時期

令和5年4月1日

(6) 課税状況

① 令和5・6年度宿泊者数と宿泊税額





(出典：長崎市行政視察資料)

2. 長崎市の状況と導入の経過

(1) 導入の背景及び目的

長崎市においては、人口減少や高齢化の影響により、生産年齢人口や就業人口の減少に伴う税収減が見込まれており、新たな財源の確保が喫緊の課題となっているため、市外からの訪問客の誘致等により交流人口を増やし、地域を活性化して経済効果につなげる「交流の産業化」を特定戦略として掲げている。

観光地域づくりを発展的に進め、都市の魅力を高めていくために必要な財政需要に適切に対応するための財源として宿泊税を導入し、効果的な観光関連施策に活用することで、宿泊客の増加、宿泊税の増収から新たなサービス提供につなげる好循環を生み出している。

(2) 導入までの経過

平成28年度	・ 市内の税担当課 8 名による法定外税ワーキンググループ会議
平成29年度	・ 市内の関係課（観光、商工、企画財政、税部門）10名による宿泊税の導入検討ワーキング会議
平成30年 6 月 9 月	・ 市議会で宿泊税導入の質問に対し検討する旨を答弁
令和元年 10 月 11 月	・ 宿泊税検討委員会を設置 ・ 第 1 回宿泊税検討委員会 ⇒長崎市の情勢及び観光の現況、宿泊税の課税要件及び用途について説明 ・ 第 2 回宿泊税検討委員会 ⇒他都市の状況について報告し、宿泊税の用途について説明
令和 2 年 2 月 2 ～ 3 月	・ 第 3 回宿泊税検討委員会 ⇒検討委員会の設置期間延長について説明 ・ 2 月市議会で検討委員会の設置期間を半年延長 ※附属機関に関する条例の一部改正等
令和 2 年 3 ～ 7 月 6 月	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う検討委員会中断 ・ 市議会観光客誘致対策特別委員会

8月	⇒「宿泊業における新型コロナの影響と課題」について、参考人（宿泊事業者）より説明。※説明中、基金設置の要望あり。
9月	・第4回宿泊税検討委員会 ⇒新型コロナウイルス感染症の観光への影響を踏まえ、不測の事態に対応する財源としても宿泊税を活用する考えや、課税要件について説明。
11月	・宿泊事業者の団体と意見交換 ・第5回宿泊税検討委員会 ⇒宿泊税検討委員会報告書（素案）について、これまでの議論を踏まえて記載内容の検討を行い、内容について決定。
令和3年11月 11～12月	・検討委員会から市長へ報告書を提出 ・宿泊事業者との意見交換会 ⇒宿泊税の導入検討について市長が説明。検討委員会の報告書については、一律200円ではなく段階的な税率の検討を望む意見が多く出された。
令和4年3月	・2月市議会で長崎市宿泊条例可決 ・総務省へ法定外目的税新設協議書提出
6月	・総務大臣同意
8月～	・旅行団体、学校、スポーツ・文化団体などへの周知
令和5年2月 4月	・宿泊税申告・納付手続に係る実務者説明会 ・宿泊税導入

(3) 検討委員会について

① 位置づけ

附属機関に関する条例における「附属機関」

② 構成と委員数

学識経験者2名、旅行業関係事業者1名、観光関係団体1名、経済団体1名、宿泊事業者1名 計6名 ※市民1名について公募を行ったが、申込みなし

③ 任期

令和元年10月1日～2年9月30日

④ 報告書の概要（抜粋）

○検討結果のまとめ

本検討委員会は、長崎市が「昭和の観光都市」から「21世紀の交流都市」へとレベルアップを図っていくため、法定外目的税である宿泊税を観光振興のための新たな財源として導入することについて、導入の妥当性、財源の規模及び使途、課税の対象の範囲、税率等について、多様な視点から検討を行ってきた。その結果、以下の点について長崎市に提言する。

< 使 途 >

提言 1 宿泊税の使途となる観光振興施策については、「宿泊税の導入に係る基本的な考え方」を踏まえ、次の点に十分留意しつつ、方向性や優先順位を明確にした上で取り組む必要がある。

① 宿泊税は、「訪問客への還元」という方針に基づき、現在、策定に向けた議論が進んでいる（仮称）

長崎市観光・MICE戦略等との整合を図るとともに、観光動向や経済状況等の変化に対応しながら、訪問客の再訪を促すような効果的な施策に充当すること。

② 基本的に、新規及び既存事業の拡充を中心に充当することとし、既存事業の財源の振替となることのないようにすること。

③ 納税者や関係事業者、市民等に対して使途の内容に関するわかりやすい説明、情報発信をしっかりと行っていくこと及び宿泊税の効果の検証を確実に実施すること。

< 課税要件 >

提言 2 課税要件については、本委員会で示された案について、各項目の要件、考え方ともに一定の妥当性はあると判断されるが、これまでに各委員から出された意見や長崎市の観光を取り巻く状況、関係事業者の意見等も踏まえ、内容をさらに精査した上で決定することを求める。

< 導入までの取組 >

提言 3 関係事業者への意見聴取などを十分に行うとともに、納税者となる宿泊者への周知広報に努めるなど、導入への理解を得る努力を続け、長崎市の観光を取り巻く状況を把握した上で、導入時期も含め、導入についての決定及び制度構築を行うことを求める。

< 基金 >

提言 4 コロナ禍のような不測の事態や、緊急的な実施が長崎市の観光にとって有効であると判断される事業の実施等に対応する財源として宿泊税の一部を活用するための手法として、基金の設置についても前向きに検討されたい。

(4) 宿泊事業者との意見交換等について

検討委員会からの提言内容も踏まえ、制度設計の参考とするため、宿泊事業者との意見交換を複数回行った。

① 主な意見

ア 税率について

- ・ 一律200円の税率案について、高額な施設への宿泊者と低額な施設への宿泊者で同じ税率なのは不公平感がある
- ・ 段階的な税率であれば、宿泊者に対してもなんとか説明できる
- ・ 免税点は設けたほうがよいのではないか

イ 使途について

- ・ 使い道や使い方が宿泊事業者等に分かるようにしてもらいたい
- ・ 宿泊税が全て観光に活用できるよう、使途の議論を庁内でも尽くしてほしい
- ・ 宿泊税の活用による効果はしっかりと検証してほしい

ウ その他

- ・ 仕事や病院の付添いなどで宿泊する方から観光を良くするための税を徴収するのは納得がいかない
- ・ 他都市に比べて観光客が少ない長崎市において、宿泊税の前にできることもあるのではないかと感じている

② 意見への対応

ア 税率について

- ・ 宿泊料金に差がある施設間での宿泊客の負担割合を考慮し、先行都市の状況等も踏まえ、税率を段階的に設定する
- ・ 税率の区分を2～3段階設けている先行都市の場合、宿泊料金に対して宿泊税の税額が占める割合が概ね1.0～2.5%程度の範囲で設定されている
→同程度の負担割合となるよう考慮しながら、一定規模の税収確保も見込める税率設定とした
- ・ 宿泊料金にかかわらず、宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましいため、免税点は設けない

イ 使途の公表について（長崎市独自の規定）

- ・ 各年度に予算、決算の状況を議会に対し説明する
- ・ 訪問客や関係事業者の宿泊税への理解促進等を図るため、毎年度、宿泊税の使途についてその内容を公表する

ウ 制度見直しについて

- ・ 当初案では、条例施行後の制度見直しの検討を5年ごとに実施
- ・ 社会情勢等の変化のスピードに合わせて、より柔軟に対応できるようにするため、3年ごととした

(5) 宿泊税の使途の考え方

① 宿泊税活用事業について

使途の方針：「訪問客への還元」

- ・ 利便性の向上・満足度の向上・再訪意欲の向上などに寄与する事業に充当

② 使途の分類：「5つの柱」と宿泊税賦課費

分類	内容及び主な取組事例
ア サービス向上・消費拡大	サービス向上により、訪問客の滞在時間や消費機会が拡大することで満足度の向上につなげる事業として、主に長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの充実に取り組む。

分類	内容及び主な取組事例
イ 情報提供	ICTなどを活用し、訪問客が求める情報を適時提供し満足度の向上につながる事業として、主にワンストップの情報提供に取り組む。
ウ 受入れ環境整備	施設等の受入れ環境を整え、訪問客の利便性や満足度の向上につながる事業として、「観光案内所運営」や「無線LAN」などの整備に取り組む。
エ 資源磨き	資源の磨き上げや施設の利活用により、訪問客の満足度を向上させる事業として、主に観光施設のライトアップ整備やユニークメニューの利活用支援事業に取り組む。
オ 緊急時の対応	基金を積み立て、その基金を国内外の人々の交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業（観光キャンペーン等）に充当する。
カ 宿泊税賦課費	宿泊税周知に係る広告費や賦課システム等に要する費用及び宿泊税特別徴収義務者に対する交付金

③ 基金の設置について

宿泊税の導入に合わせ、災害等の緊急時対応、社会情勢の変化への積極的な対応など、訪問客への還元事業に充当するため、宿泊税を財源とする「観光交流基金」を設置する。（環境経済委員会で審査）

※「長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例」に次の内容を加える。

名称	目的
観光交流基金	国内外の人々の来訪及び交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業に要する経費の財源に充当する。

3. 宿泊税の導入準備

(1) 令和4年度当初予算：108,852千円

(宿泊税賦課費106,939千円、税務総務費事務費（※）1,913千円)

節	内容	予算額(千円)	内容
報酬	会計年度任用職員賃金	2,394	会計年度任用職員 2名
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	359	導入準備に係る事務補助
共済費	厚生年金等負担金など	545	①任用期間：R4.4.1～R5.3.31
旅費	通勤費	165	②任用期間：R4.11.1～R5.3.31
需用費	消耗品費 印刷製本費	317 2,926	説明会資料用コピー用紙等 PRポスター、納付書作成
役務費	船車券購入費・郵送料 広告料	410 10,621	特別徴収義務者への資料郵送料等 公共交通機関等での周知
委託料	宿泊税システム開発委託 税系システム収納データ取込試験委託 財務会計システム改修委託 滞納整理支援システム改修委託 宿泊税システム保守委託 ファクシミリ保守点検委託	8,486 193 515 922 660 1,131	宿泊税システムの開発 収納データの取り込み試験※ コードの追加を行う改修※ コードの追加を行う改修※ 宿泊税システムの保守 プリンターの保守点検
使用料及び賃借料	会場借上料 パソコン等賃借料	283 425	宿泊事業者説明会会場借上料※ パソコン等の賃借料等
負担金、補助金及び交付金	システム整備補助	78,500	宿泊事業者のレジシステム改修等に係る経費の1/2を補助（上限50万円）
計		108,852	

※財源は雇用保険料個人負担金以外全て一般財源

(出典：長崎市行政視察資料)

(2) 宿泊税導入に係る主な経費

① 広報周知：10,621千円

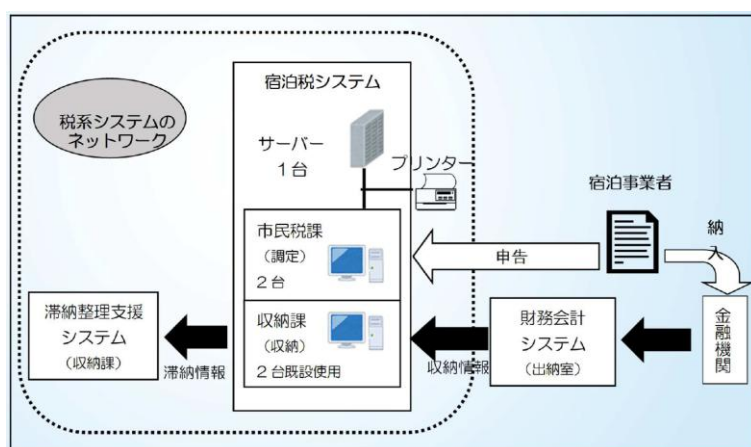
宿泊税の周知を図るため、PRツール（B2・B3ポスター、A4チラシ、ステッカー、卓上POP）を作成し、県外の訪問者向けに、玄関口となる空港やバスターミナル、駅など交通機関のほか、宿泊施設や旅行代理店等に配布し、周知を図る。

② 宿泊税システム構築業務委託料：8,486千円

宿泊税の調定・収納情報を管理するシステムを構築し、長崎市に申告納付される一連の業務の効率化を図る。

○主な機能

課税情報の入力管理機能、特別徴収義務者及び施設の登録・管理機能、納付書作成機能、調定情報集計表等出力、収納情報消込管理機能、収納金集計機能、交付金計算機能など



(出典：長崎市行政視察資料)

③ 宿泊事業者へのシステム整備費補助金：78,500千円（※令和4年度のみ）

先行自治体がない長崎市独自の施策として、宿泊税導入に伴って生じる宿泊事業者のレジシステムの導入・改修に係る経費を補助する。

ア 補助対象者

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム整備を行う、次の要件を満たす者

- a 「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること
- b 法人：市税、事業税、消費税及び地方消費税の未納がないこと
個人：市税の未納がないこと

イ 補助の内容

- a 補助率・限度額補助率 2分の1（千円未満切捨て）補助限度額50万円
- b 補助対象経費

宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費（消費税及び地方消費税を含まない）

予算額（上限）50万円×（施設数）235カ所×2/3（※）≒7,850万円

※宿泊事業者に対する「レジ（会計）システム等の状況に関するアンケート（R3.10実施）」で回答した施設の約2/3がシステム改修等が「必要」と回答。

実績 39件 8,864千円

④ 宿泊税特別徴収事務報償金（※令和6年度より交付）

宿泊事業者が特別徴収義務者として宿泊税を徴収することにより、新たな事務や経費負担を課すことになるため、宿泊税の納期内納入額の2.5%を特別徴収事務報償金（上限50万円）として毎年交付する。

(3) 長崎市宿泊税の電子申告

長崎市宿泊税の納入申告書の提出について、郵送や窓口での紙提出だけではなく、パソコンやタブレットなどからの電子申告による提出について要望があり、電子申請サービスによる電子申告を導入している。

電子申告利用（54%）

※e L T A Xを通じた宿泊税の電子申告・電子納付が令和5年10月16日から開始

4. 今後の展望等

令和5年度及び6年度は、訪問客の呼び込みのためのプロモーションや誘客促進のための事業などに重点的に活用していたが、今後は、閑散期対策をはじめ、公衆トイレ及び多言語案内板の整備などの受入れ環境の整備や、ユニークベニューの利活用支援事業などの観光資源の磨き上げなど、宿泊税活用の効果が目に見える形での有効活用に取り組む予定である。宿泊税導入時の活用額は約5億円を想定していたが、6年度策定の中期財政見通しでは、7年度以降の宿泊税は3.6億円程度にとどまる見込み（7年度当初予算では3.7億円を計上）であり、今後も厳しい財政運営が想定される中、現在の税率では、新たな取組だけでなく、既存の取組も十分に賄うことが難しくなることから、持続的な財源を確保するため、条例施行後3年目となる7年度に、今後の税率の見直し検討を進めることとしている。

【高松市】

スマート農業の推進について

1. 高松市のスマート農業のこれまでの経過

高松市では、農作業の省力化や農作物の高品質化等を図ることを目的とした、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業（スマート農業）に取り組む方を支援する「スマート農業推進事業」を実施している。

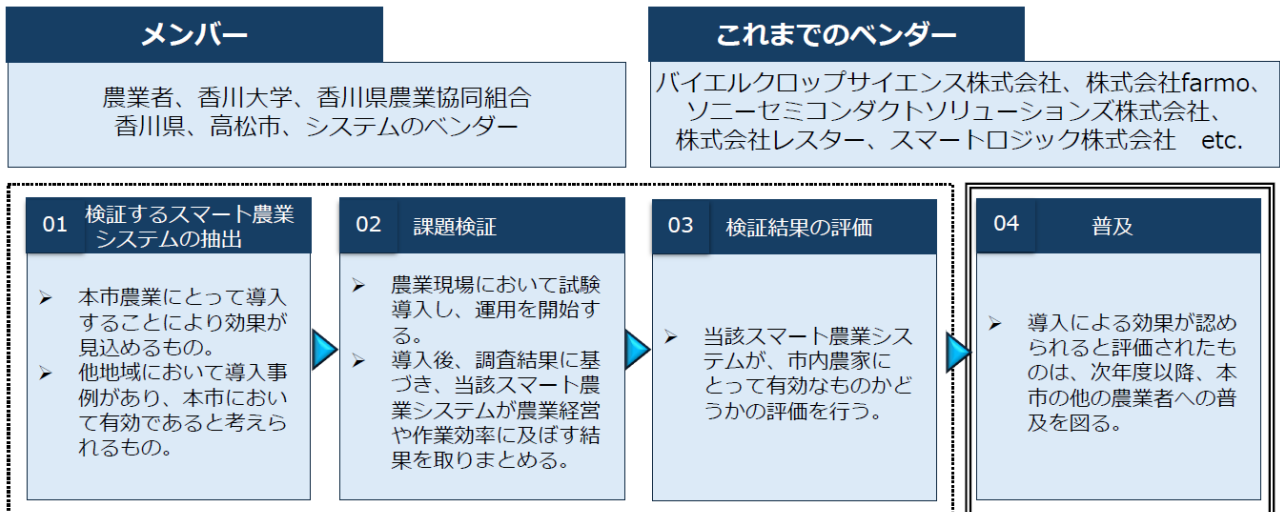
同市では、平成29年度に経済環境常任委員会でICTを活用した新たな高松型農業の振興について所管事務調査を行い、その結果を踏まえ、平成30年度から担い手農家等のICT導入を支援する「高松市農業ICTシステム導入活用支援事業」（現、高松市スマート農業推進事業）を開始した。

- ・ また、平成30年度には、農業者、JA及び行政機関で組織する「たかまつ農業ICT推進協議会」を設立し、農業者とICTベンダーとのマッチングイベント等を実施。（～令和3年度）
- ・ 令和3年度には、当協議会を発展的に解散するとともに、「スマートシティたかまつ推進協議会」内に「スマート農業ワーキンググループ」を設置し、同市において導入すべき農業ICTシステム等について、課題抽出と検証・評価を実施した。（スマートシティたかまつ推進協議会内の活動は令和5年度で終了）

2. スマート農業の実証

(1) スマート農業WGの概要と目的

データを活用した農業を行っている経営体の割合（2020農林業センサス）においては、香川県が10.7%で全国で最下位、高松市も9.5%となっており、県市ともにスマート農業が普及していない現状にある。そこで、官民学連携でワーキンググループを設置し、農業においてデータを活用することにより農作業の効率化や農産物の品質向上等の効果が期待できるシステムについて、農業者等の協力を得て試験導入を行い、評価・検証する。有用なシステムを普及し、農業の発展に繋げる。



(出典：高松市行政視察資料)

(2) これまでの検証結果

① 病虫害発生予測機能搭載モニタリングサービス

ア 検証作物及び実施場所

キュウリ（むれ牟礼町）、ミニトマト（きなし鬼無町）

イ 実施期間

キュウリ：令和3年9月1日 ～ 3年12月31日

ミニトマト：令和3年8月10日 ～ 4年3月18日

ウ 検証手順

- ・病虫害の発生状況を把握し、システムが示す発生予測リスクとの比較により防除の要否やタイミングを分析
- ・慣行防除との比較により適切な防除回数を分析

上記を踏まえ、農業者における労力及び経済的効果等、農業経営に及ぼす結果を示す

エ 結果

【メリット】

- ・ハウス内温湿度の遠隔監視が可能
- ・病害が絞り込めることから適正な農薬散布が可能

【デメリット】

- ・リスク予測の遅れの可能性あり
- ・作物の生理、生育状況に応じた予測が不可能
- ・将来予測が2日先までと短期間

オ 評価

効果は低い。リスク予測が遅れる恐れがあり、現場で普及できる段階にない。



(出典：高松市行政視察資料)

② 水田水位センサー

ア 検証作物及び実施場所

水稻（たひかみまち多肥上町、ゆら由良町、にしうえた西植田町）

イ 実施期間

移植後から収穫前まで

（令和3年7月6日から同年10月10日）

ウ 取組内容

経営規模の拡大に伴う圃場数の増加や管理範囲の広域化による水管理の作業ウエイトの増大という課題を水管理の省力化を行うことを目的に水位センサーの有用性の検証を行う。

エ 結果

【メリット】

- ・水位の遠隔監視による適正な水管理が可能
- ・水位確認・管理に要する時間を大幅に短縮



(出典：高松市行政視察資料)

【デメリット】

- ・システム設置付近の定植が不可（写真右）
- ・圃場条件により通信が困難な場合がある



（出典：高松市行政視察資料）

オ 評価

効果は高い。水管理作業の省力化及び適正な水管理への有用性を確認した。

③ 施設環境モニタリングシステム

ア 検証作物及び実施場所

アスパラガス（川部町^{かわなべ}、香南町^{こうなん}）、イチゴ（飯田町^{いいだ}）
ミニトマト（飯田町）

イ 実施期間

令和3年8月3日～6年3月31日

ウ 取組内容

- ・農業者がより導入しやすいモニタリングシステム
- ・LPWAを活用し、温湿度や土壌水分の計測値の正確性及び地温管理への有用性の検証を行う。



（出典：高松市行政視察資料）

【現状課題】

- ・高価
- ・大量の情報

【実証目的】

- ⇒ より安価
- ⇒ 必要な情報のみ

エ 結果

【メリット】

- ・ハウス内温湿度の遠隔監視化が可能
- ・計測値を活用した土壌水分の調整により、適正な生育管理が可能（特にアスパラガス）

【デメリット】

- ・データを生育管理へ活用するには分析が必要
- ・計測できる項目を増やすほど高価となる

オ 評価

午前中の灌水^{かんすい}がハウス内の温度の低下（アスパラガスの生育の促進）に効果があることが認められているものの、データが少ないため、データ分析を継続的に実施する必要がある。本件のアスパラガス栽培については、調査を継続中である。

3. 高松市スマート農業推進事業

(1) 高松市スマート農業推進事業の概要

農作業の省力化や農作物の高品質化等を図るために、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業（スマート農業）に取り組む経費について、必要経費の一部を補助するもの。

① 交付対象者

認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人、集落営農組織、鳥獣被害対策実施隊員、生産者団体

② 補助対象

ア 農作業の省力化や農作物の高品質化等に資するスマート農業の取組に要するシステム等の導入経費

イ スマート農業の取組に要するシステム等の利用経費（原則初年度分のみ、通信費を除く）

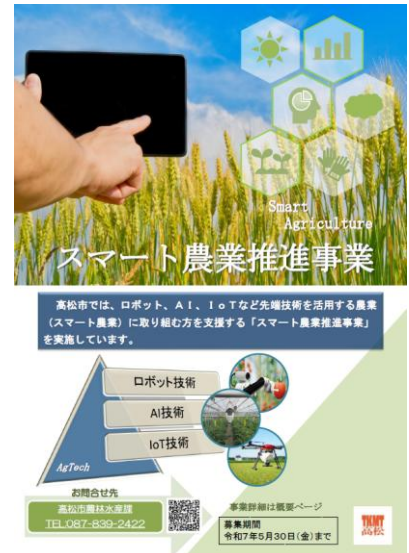
③ 補助率及び補助上限

補助率 2分の1 以内、補助上限額50万円

（令和7年度予算1,000千円）

④ これまでの導入実績

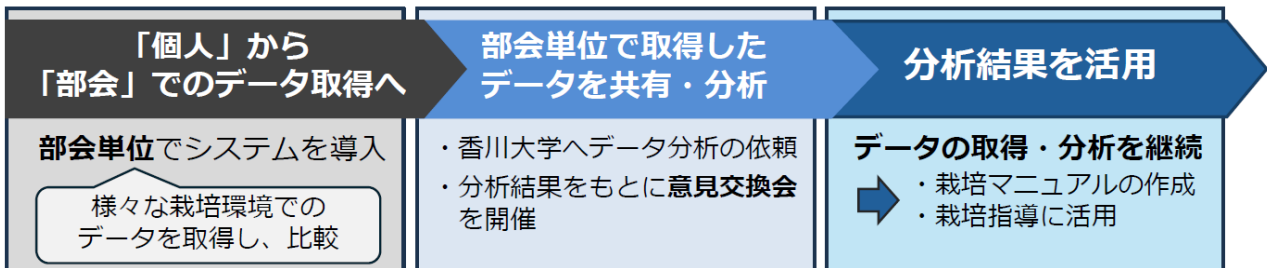
農業用ドローン、施設環境モニタリングシステム、水田水位センサー、ラジコン草刈り機、アシストスーツ、自動操舵システムなど



（出典：高松市行政視察資料）

4. 今後の展望

様々な栽培環境でのデータを取得・比較し、部会単位で取得したデータを共有、香川大学へデータ分析を依頼し、その結果をもとに意見交換会を開催。データの取得・分析を継続して行っていくことにより栽培マニュアルの作成や栽培指導に活用していきたい。また、高松市スマート農業推進事業を活用し、システムの導入を支援していく。これらのスマート農業の実証と推進事業により、スマート農業導入経営体数の増加を目指していきたいと考えている。



（出典：高松市行政視察資料）

	令和4年	令和5年	令和6年	令和9年 (目標)	令和13年 (目標)
スマート農業導入経営体数 ^(注1)	21経営体 (延べ)	28経営体 (延べ)	29経営体 (延べ)	41経営体 (延べ)	57経営体 (延べ)

（注1）スマート農業導入経営体数とは、本市が取り組む事業及び普及活動によるものを示します。

資料：高松市農林水産課調べ

高松市における農福連携の推進について

農福連携は、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展、障がい者の自信や生きがいを創出するとともに、社会参画を実現する取組のことである。障がい者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪をした者等の立ち直り支援等にも対象が広がり、また、農業のみならず林業や水産業にも広がっている。

これまで国は、令和元年6月に「農福連携等推進ビジョン」を取りまとめ、6年6月に、農福連携の取組を一層深化させていくために、「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」を策定した。

また、同月には、改正食料・農業・農村基本法が成立し、新たに同法第46条に農福連携が位置づけられ、地域の農業の振興を図るため、障害者等が農業活動を行うための環境整備を進め、地域農業の振興を図る旨が盛り込まれたところである。

1. 高松市の農業を取り巻く状況

(1) 農業の現状と課題について

高松市の農業は、温暖な気候を利用し、稲作を基幹として、麦や野菜、果樹などを組み合わせた複合経営や施設園芸等の集約型農業、畜産経営が展開されている。

また、農業振興として、市街地近郊の都市化・混住化の進行、経営の零細性や兼業化を背景に、農家数の減少や農業従事者の高齢化、遊休農地の増加等の課題に対し、認定農業者や認定新規就農者を主とした担い手の確保・育成や生産基盤の整備など、持続可能な農業を目指して、各種施策に取り組んでいる。

このような中、令和4年度の経済環境常任委員会で「農業を支える多様な担い手の確保・育成について」所管事務調査を行い、その結果を踏まえ、委員会から提案のあった「農福連携」について、5年度から取組を開始した。

(2) 近年の状況の変化

項目	状況の変化（低下傾向）	項目	状況の変化（向上傾向）
農家数	8,682戸(H27) ⇒ 7,095戸(R2)	認定農業者数	305経営体(H27) ⇒ 330経営体(R6)
基幹的農業従事者 65歳未満の割合	22.0%(H27) ⇒ 16.9%(R2)	農業産出額	108億円(H28) ⇒ 143億円(R5)
遊休農地面積	574.0ha(H28) ⇒ 645.2ha(R4)	担い手への 農地集積率	20.6% (H28) ⇒ 31.6%(R6)

資料：農林水産省「2020年農林業センサス」、高松市農林水産課調べ

(出典：高松市行政視察資料)

(3) 農業産出額（令和5年）

産出額単位：千万円

市町村別農業産出額		
区分	産出額	全国順位
米	221	177
麦類	5	193
豆類	1	470
野菜	335	167
果実	132	158
花き	93	76
畜産	608	176
市合計	1,427	164

全国上位に位置する主要な品目		
区分	産出額	全国順位
はだか麦	1	21
ブロッコリー	71	16
キュウリ	40	61
イチゴ	80	58
ビワ	11	4
キウイフルーツ	13	19

資料：農林水産省「令和5年市町村別農業産出額（推計）」（範囲全国1,718市町村）

※農業産出額の市合計は、その他品目も含むため、掲載区分の計とは一致しない。

- ・はだか麦、ビワ、キウイフルーツは一定の産地として確立しており、ブロッコリーは近年右上がりに全国順位が上昇している。

(4) 主品目別作付け面積等（令和5年度）

	主食用水稲	小麦	はだか麦	ナバナ	ブロッコリー	ニンニク	青ネギ	スイートコーン
面積	2,017.7	674.0	109.0	26.4	124.1	16.4	18.0	19.0
	アスパラガス	トマト	イチゴ	みかん	柿	ビワ	キウイフルーツ	ブドウ
面積	6.1	1.3	8.5	167.0	53.2	28.0	13.5	21.2

資料：高松市農林水産課調べ

2. 高松市の障がいのある人を取り巻く現状と課題

(1) 手帳別交付者数の推移と現状

身体障がい者数は、減少傾向となっている反面、知的障がい者数は、令和6年度末現在、令和2年度末と比較すると258人（7.7%）増加、精神障がい者数は、987人（30.5%）増加している。

（単位：人）

種別	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
令和2年度	17,809	3,331	3,232
令和3年度	17,643	3,367	3,474
令和4年度	17,115	3,429	3,708
令和5年度	16,865	3,488	3,931
令和6年度	16,495	3,589	4,219

資料：たかまつ障がい者プラン（令和6年度～8年度）

(2) 主要な課題

たかまつ障がい者プランで示す重点課題の展開を図っていくことが求められる中、障がい者雇用の場の拡大に向け、就労作業の選択肢の創出が必要となってきている。

【たかまつ障がい者プラン（令和6～8年度）】

分野	課題
1 障がいのある人の権利擁護	障がいのある人の権利擁護のための体制の充実、根強い差別や偏見の解消
2 社会参加と交流の促進	全ての市民が障がいについて正しく理解するための、日常的・継続的な啓発・広報活動の展開
3 相談体制と生活環境の整備	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るための相談支援体制の充実や都市基盤のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化
4 保健・医療の充実	個々の状況に応じた適切な保健・医療サービスやリハビリテーションの提供及び精神保健福祉対策や難病対策等の充実
5 早期療育と学校教育の充実	障がい児の健やかな発達・発育を促し、必要な教育が受けられるよう、個々のニーズに応じた、きめ細かな支援の充実
6 生活・就労支援の促進	様々なニーズに対応する障害福祉サービス等の質・量の充実と障がい者雇用の場の拡大や環境整備

(3) 就労支援事業所数

種別	A型就労支援事業所数	A型事業所のうち 農作業に従事する事業所数	B型就労支援事業所数	B型事業所のうち 農作業に従事する事業所数
令和2年度	13	0	61	10程度
令和3年度	12		62	
令和4年度	12		66	
令和5年度	12		70	
令和6年度	16		78	

WAMNET調べ（令和6年8月時点）

(4) 就労支援事業所の悩み

- ・利用者の特性にあった仕事の安定供給
- ・就労支援事業所の職員不足
- ・障がい者の工賃向上・自立支援
- ・事業継続の難しさ（特にA型就労支援事業所）

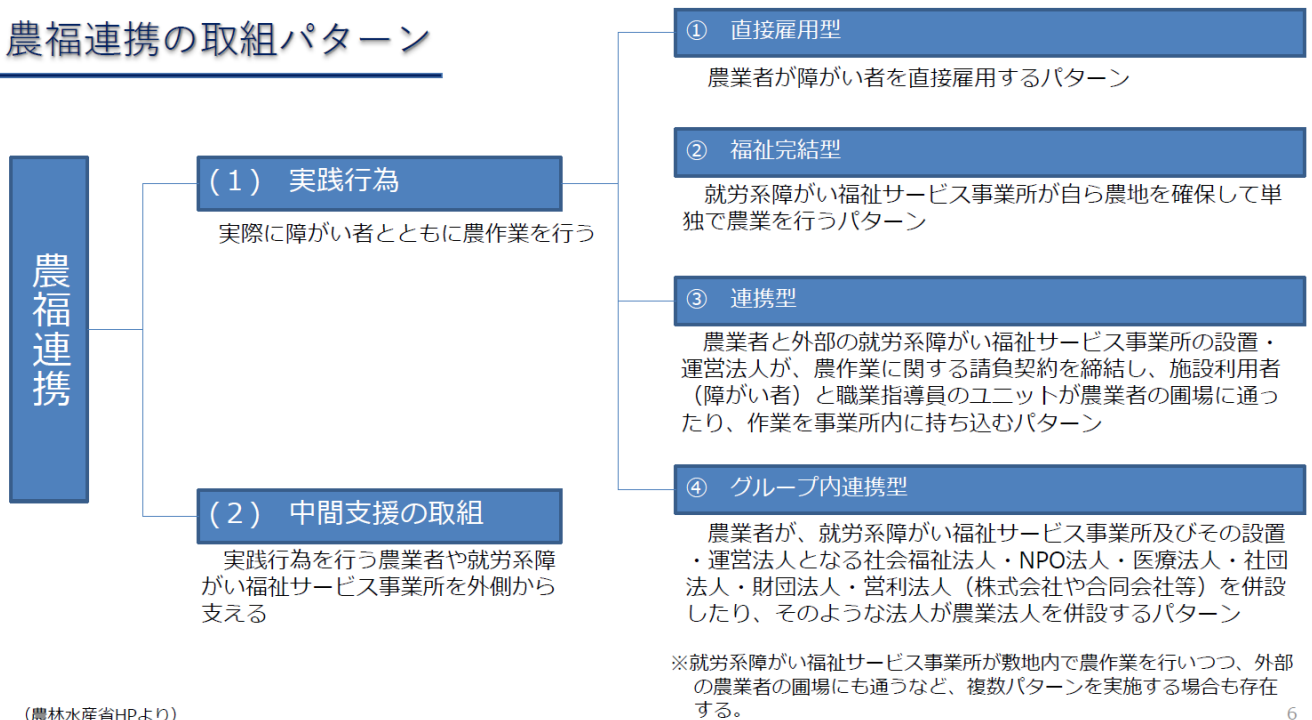
(5) 農福連携の取組

農福連携の取組は、実際に障がい者ととともに農作業を行う「実践行為」と、実践行為を行う農業者や就労系障がい福祉サービス事業所を外側から支える「中間支援の取組」に分けられる。

また、実践行為は、直接雇用型、福祉完結型、連携型、グループ内連携型に分けられ、高松

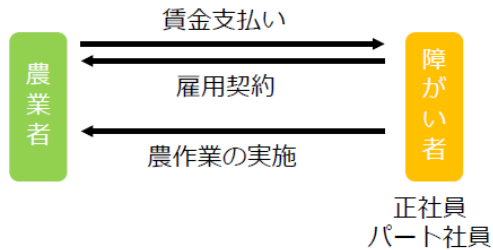
市では連携型に取り組んでおり、今までに4事業者がマッチングしている。

農福連携の取組パターン



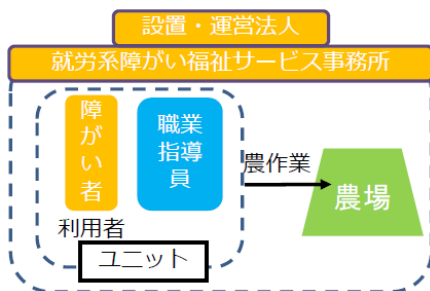
①直接雇用型

農業者が障がい者を正社員やパート社員として直接雇用するパターン



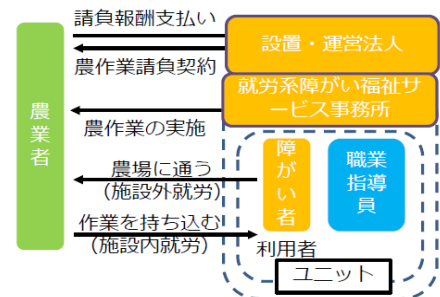
③連携型

農業者と外部の就労系障がい福祉サービス事業所の設置・運営法人が、農作業に関する請負契約するパターン



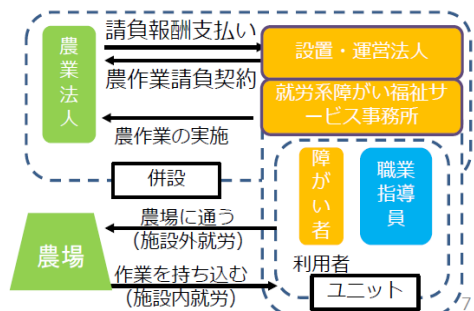
②福祉完結型

就労系障がい福祉サービス事業所が自ら農地を確保して単独で農業を行うパターン



④グループ内連携型

農業者（法人）が、就労系障がい福祉サービス事業所及びその設置・運営法人を併設するパターン ※逆のパターンも有り



(出典：高松市行政視察資料)

(6) 農業・福祉分野における課題と農福連携の現状

① 課題

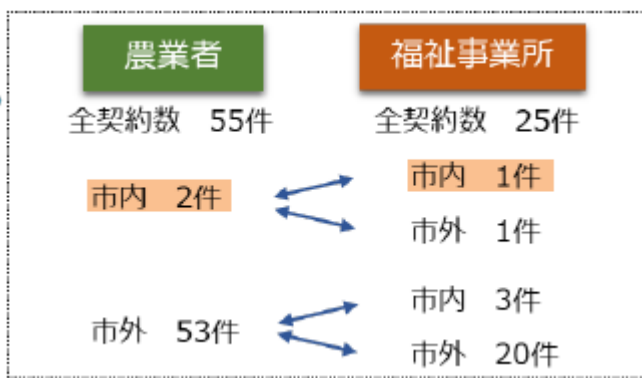
[農業分野]

- ・ 農業者の高齢化や後継者不足により、農業従事者数の減少や遊休農地の拡大が深刻な問題となっており、今後、多様な農業人材の確保・育成が必要（高松市農業振興計画）

[福祉分野]

- ・ 障がい者雇用率向上や就労定着に向けた就労環境の整備が課題となっており、障がい者の生きがいづくり、就労の場の確保及び工賃向上のため、就労作業の選択肢の創出が必要（たかまつ障がい者プラン）

② 現状



- ・ 高松市における農福連携の取組事例は県内でも僅かであり、特に、市内同士の連携事例が少ない。
- ・ これまで、香川県社会就労センター協議会の取組に頼ってきたところがあるが、市内では、数件にとどまっており、継続的な就労には課題があると思われる。

香川県社会就労センター協議会のマッチング状況（令和5年度）

（出典：高松市行政視察資料）

→そこで、7年度から高松市農福連携スタートアップ事業（市独自事業）を行い、6年10月から行っている高松市農福連携推進協議会の行う事業と連動した農福連携モデルケースの拡大を図る。

(7) 市独自事業と協議会事業を連動した農福連携モデルケースの拡大

① 高松市農福連携推進協議会の取組

ア 協議会の概要

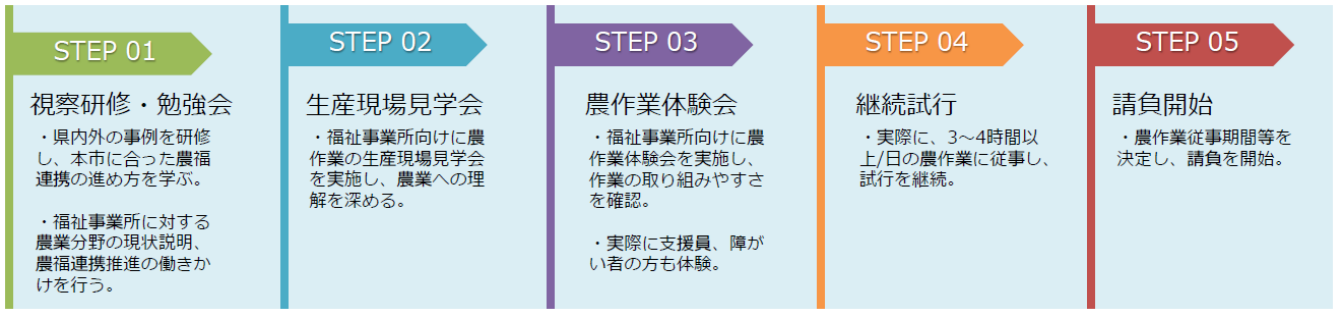
a 組織構成

農業者、福祉事業所及び関係機関（JA、県農業改良普及センター、県社会就労センター協議会、市）計17名

b 活動内容

- ・ 農福連携の取組や生産物のPR等、普及啓発活動の実施
- ・ 交流会や農作業体験会の開催
- ・ 研修会の実施
- ・ 作業マニュアル作成や工賃等に関する協議

イ 農福連携の普及のための取組～見学会・農作業体験会～



(出典：高松市行政視察資料)

ウ 高松市農福連携推進協議会の活動実績（R6年度～）

年月	内容	参加者数
R6.9	キウイフルーツの生産現場見学会（JAキウイフルーツ部会と連携）	事業所4施設
R6.10	花き（キク）の農作業体験会	事業所6施設、農業者3名
R7.2	「たかまつ食と農のフェスタ」（マルシェ）で事業所が生産物を販売	事業所2施設出展
R7.2	先進地視察研修（愛媛県西条市）	協議会員14名
R7.4	キウイフルーツの農作業体験会（JAキウイフルーツ部会と連携）	事業所7施設、農業者3名
R7.4～	キウイフルーツの農作業継続試行、請負開始	事業所4施設と農業者6名が新規に請負開始

(出典：高松市行政視察資料)

② 高松市農福連携スタートアップ事業（※7年度新規事業）

ア 概要

高松市における農福連携のさらなる拡大を図るため、新たに農福連携に取り組む農業者や福祉事業者等を支援するもの。

イ 補助内容

a 福祉事業所

農作業の施設外就労実績に応じて補助金を交付
 利用者1,000円/人・日を支給 上限200,000円/年・事業所

b 農業者

農作業の施設外就労受入実績に応じて補助金を交付
 上限2,000円/日 200,000円/年・経営体

③ 実績及び効果

令和7年度、7農家と4福祉事業所から申請がありマッチングしたところである。

農福連携へ参入する事業者の増加が見込まれ、取組を継続していくことで、農福連携の推進が図られていくものと考えている。

【神戸市】

オープンイノベーション・新規事業創出支援について

1. 神戸市の現状・事業の概要について

神戸市は港湾都市としての国際性を有し、医療、福祉、観光、製造業など多様な地域資源に恵まれている。一方で、人口減少や地域経済の活性化といった課題も抱えており、これらを背景にイノベーションの推進が重要な政策課題となっている。

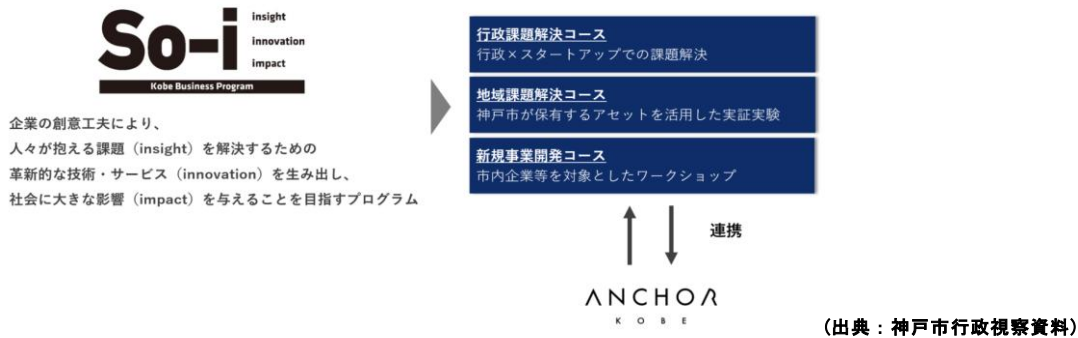
そこで、デザインや広告、ITなど、既存産業の高付加価値化やイノベーションを誘発することができる産業分野を「都市型創造産業」と定義し、令和3年度から市内中小企業と都市型創造産業に係るクリエイティブ人材の協業を促し、新規事業を生み出すプログラムを開始し、4年度からは、市内企業に新規事業開発や課題解決へのチャレンジを働きかけ、そのチャレンジに必要な資源・技術・ノウハウを持った全国の企業とマッチングすることで、新たなビジネス展開を生み出すオープンイノベーションマッチングプログラムを新たに実施した。

6年度からは、神戸市の産業振興のさらなる活性化のため、上記の企業支援プログラムやスタートアップ支援プログラムを統合し、新たに神戸ビジネスプログラム「So-i（そうい）」を創設。過去のプログラム参加企業を中心にコミュニティーを形成するなど、業種を超えた交流や関係構築、共創が生まれる環境づくりを実施している。

2. 事業内容について

(1) KOBE BUSINESS PROGRAM So-i（そうい）【令和6年度～】

神戸市では包括的な企業支援プログラムである「So-i」を展開しており、計4つのコースで支援している。



① 行政課題解決コース（旧：Urban Innovation KOBE）

ア 概要

スタートアップと市職員が協働して行政課題や社会課題の解決に取り組むことで、企業の成長と課題解決を目指す。

イ 内容

庁内から社会・地域課題を募集し、その内容をもとに協働で課題解決を行うスタートアップを募集。応募があったスタートアップと所管課のマッチングを行い、採択されたスタートアップと約4か月間の実証実験を行う。（実証支援金として、実証費用を一部負担）

② 地域課題解決コース

ア 概要

神戸市が保有する施設、土地等を活用し、自社のサービスの社会実証を支援する。

イ 内容

市有施設管理者から社会・地域課題を募集し、その内容をもとに協働で課題解決を行うスタートアップを募集する。応募があったスタートアップと施設管理者のマッチングを行い、採択されたスタートアップと実証実験を行う。（実証支援金として、実証費用を一部負担）

③ 新規事業開発コース（旧：e n g l o b e、B E N E X T K O B E、W o n d e r s）

ア 概要

令和6年度は神戸市内中小企業を対象として、課題解決及び新規事業創出に向けた伴走支援を実施していたが、7年度からは、伴走支援型から講座受講型へと支援プログラムを変更。神戸市内企業・スタートアップ等（業種・規模問わず）を対象として、新規事業開発に取り組むに当たって、段階的に必要なスキルを習得できるセミナー、ワークショップ等を提供している。

イ 内容

新規事業開発に関するノウハウを学ぶことができるセミナー等を提供し、セミナーが終了した時点で審査会を実施。上位のプロジェクト案については、引き続き新規事業開発に向けて取り組むことができるよう個別にサポート（伴走支援、実証費用の負担など）を実施する。

④ オープンイノベーションコース（旧：F l a g）

- ・新規事業開発コースに参加した企業について、事業開発を進める上で自社のみでは課題解決が難しい場合は、オープンイノベーションに関する支援（マッチング、メンタリング）を実施する。
- ・令和7年度からは、産官学の交流拠点であるアンカー神戸に機能を移管。

⑤ ③、④コースの実績

ア 令和6年度

参加企業8社（新規事業開発コース4社、オープンイノベーションコース4社）

a 参加企業の主な取組

- ・日本酒酒造の伝統と革新の融合。酒蔵での体験を今までにないエンターテインメントに昇華（菊正宗酒造株式会社）
- ・B t o B企業がB t o Cに挑戦。培った技術で、幼児の笑顔を生み出す“飛び出す布絵本”に挑戦（日本ジッパーチュービング株式会社）

イ 令和7年度

参加者数62社122名（令和7年7月1日時点）

(2) フォローアップ【令和6年度～】

- ・過去のプログラム参加者や地元企業の新規事業担当者等を中心として、月1回程度、各回テーマを設けてセミナー及び交流会を実施している。
- ・令和6年度は、交流会も含め計8回開催し、累計で326名が参加。
- ・現在Facebookグループには139名登録しており、日々情報共有をしている。

(3) ANCHOR KOBE (アンカー神戸)

阪急三宮駅直結、神戸三宮阪急ビル15階に開設した、地元企業や神戸医療産業都市への進出企業、研究機関・大学、スタートアップなどが交流し、イノベーションの創出や新たな連携の促進を目的とした交流拠点であり、令和7年度からは神戸空港国際化に伴い、海外拠点との連携やオープンイノベーションの機能を強化している。

① 施設概要

施設名称：ANCHOR KOBE (アンカー神戸)

住所：神戸市中央区加納町4丁目2番1号神戸三宮阪急ビル15階

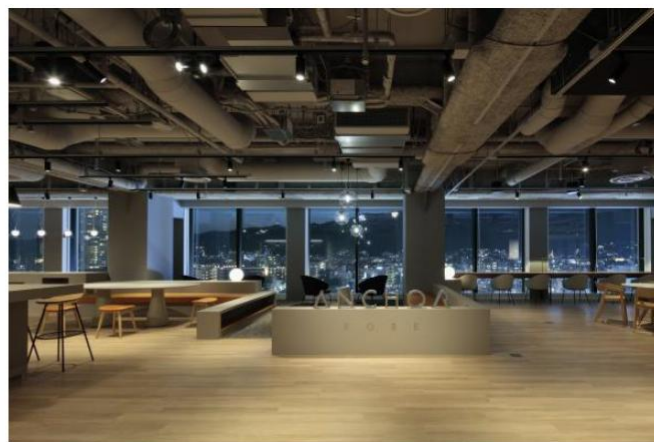
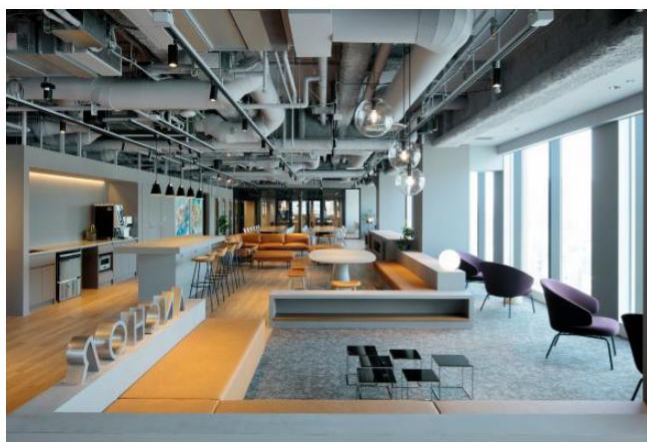
設立：令和3年4月

運営会社：株式会社神戸新聞社・有限責任監査法人トーマツ

面積：602.36㎡

収容人数：約150席（会議室除く）

会員数：（令和7年7月1日現在）265法人・個人



② (参考) 過去のプログラム

(出典：神戸市行政視察資料)

ア イノベーション創出プログラム「プロジェクト・englobe」 「BE NEXT KOBE」

a 事業目的・概要

市内企業と都市型創造産業に従事する外部人材が一体となったチームを結成し、課題解決や新規事業構想の策定に取り組み、事業化を目指すプロジェクト。市外からの注目・関心を高め、人材や資本の流れをつくる必要があるため、企業の長期的な価値を測るものとして新たな世界的投資指標になりつつある概念「ESG^{*}」の観点をあわせて推進した。

※環境（E:Environment）、社会（S:Social）、ガバナンス（G:Governance）

b 実施内容

参加企業と公募による外部サポーターが、第一線で活躍するメンターの伴走のもとで、イノベーションによる新製品やサービスを生み出すことを目的とした伴走支援を実施。伴走支援等を通じて生まれた事業アイデアの具体像を発表し、そのアイデアの実現を支える外部人材との継続的な関係構築につなげるなど、その後の事業展開を継続的に支援。

c 実績

令和3～5年度に実施、神戸市内企業計15社が参加

○参加企業の主な取組

- ・ 合同会社リタリンクが「早生蜜（わせみつ）ミード酒」を販売開始
- ・ 有限会社ジョイコーノがパーキンソン病当事者や介護者を支援するNPO法人を設立



(出典：神戸市行政視察資料)

イ 中小企業の経営改革支援「ミライ経営塾Wonders（ワンダース）」

a 事業目的・概要

神戸市内の中小企業の経営を、創造的な発想から支援することにより、市内中小企業の競争力の強化、他分野への進出及び事業の多角化を推進するとともに、市内における雇用の創出を図る。

b 実施内容

市内中小企業を対象に、企業経営や製品開発に活用できる思考を学ぶための演習指導を行い、従前とは異なる創造的な視点に基づく企業の育成・立て直し・活性化・業種転換や事業の多角化を支援する過程で、関西圏で活躍する「プロダクトデザイン」「ブランドデザイン」「組織デザイン」の3名のメンターによる指導を受けながら、自社の事業構想を構築できるまでの基盤をつくる。

c 実績

令和3～5年度に実施、神戸市内企業計36社が参加

○参加企業の主な取組

- ・ ブランドカラー設定、実店舗に適応実践（イスズベーカーリー）
- ・ 販売展示方法の見直し、新たな展示方法の実践（日米珈琲）
- ・ 新商品のブランディング、展示会出展等による販路開拓（安福又四郎商店）

ウ オープンイノベーションマッチングプログラム「F l a g」

a 事業目的・概要

市内企業に革新的な事業開発や課題解決へのチャレンジを働きかけ、そのチャレンジに必要な資源・技術・ノウハウなどを持った企業を全国から呼び込み・マッチングすることで、既存の産業構造を超えた新たなビジネス展開を生み出すオープンイノベーションマッチングプログラムを実施し、市内産業全体の活性化につなげる。

b 実施内容

市内企業から取り組みたいテーマや課題をヒアリングし、その内容をもとに協業するパートナー企業（全国の企業・スタートアップなど）の募集を行い、マッチング・伴走支援を実施する。また、参加企業に対して開発支援金を支給し、年度内の実証実験・価値検証を促すとともに、過年度の参加企業のうち、実現可能性の高い事業に対してフォローアップを実施し、成功事例の創出を目指す。

c 実績

- ・令和4～5年度実施、神戸市内企業計15社が参加
- ・新規事業開発や課題解決に向けて各社が掲げたテーマに対して、全国の企業・団体・スタートアップから317件の応募があった。

令和4年度：市内企業10社参加、218件の応募

令和5年度：市内中小企業5社参加、99件の応募

○参加企業の主な取組

- ・アグリスポーツワーケーションビジネスの構築（株式会社アシックス×株式会社みみずや）
- ・金属製の食器による新たな食体験を実現するビジネスの創出（伊福精密株式会社×ユーロフィンQKEN株式会社）



(出典：神戸市行政視察資料)